



 発 行
 新 潟 県

 第 52 号

 令和 2 年 7 月 10 日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 789 自衛官の令和2年度募集(市町村課)
- 790 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 791 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 792 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更 新(障害福祉課)
- 793 地方卸売市場の認定(食品・流通課)
- 794 公有水面埋立の免許出願(漁港課)
- 795 土地改良事業計画の変更認可(農地計画課)
- 796 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 797 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 798 土地改良事業の工事完了届 (農地建設課)
- 799 道路の区域変更(道路管理課)
- 800 道路の供用開始(道路管理課)
- 801 道路の区域変更(道路管理課)
- 802 道路の供用開始(道路管理課)
- 803 道路の区域変更(道路管理課)
- 804 道路の供用開始(道路管理課)
- 805 道路の区域変更(道路管理課)
- 806 道路の供用開始(道路管理課)
- 807 道路の区域変更(道路管理課)
- 808 道路の供用開始(道路管理課)
- 809 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 810 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 811 港湾計画の変更 (港湾整備課)
- 812 臨港地区内の分区の変更(港湾整備課)

公 告

予算の公表 (財政課)

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)

病院局公告

一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

企業局公告

特定調達契約の落札者等(企業局施設課)

選挙管理委員会告示

- 10 政治資金規正法による政治団体の届出(選挙管理委員会)
- 11 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)
- 12 政治資金規正法による政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)
- 13 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨(期限後提出分)(選挙管理委員会)

- 14 政治資金規正法による資金管理団体の届出(選挙管理委員会)
- 15 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)
- 16 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出(選挙管理委員会)

人事委員会公告

令和2年度就職氷河期世代を対象とした新潟県職員採用試験(高校卒業程度)及び新潟県市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験の実施(人事委員会事務局総務課)

公安委員会規則

11 新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)

雑 報

令和元年度新潟県市町村職員共済組合決算の要旨(市町村課)

告 示

◎新潟県告示第789号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定に基づき、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官又は二等空士として採用する航空自衛官及び陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員の募集を次のとおり行う。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

1 募集対象及び募集期間

	募	集 対 象	え 者	募集期間
種目	試験月	要員区分	採用予定数	新 · 未 · 別 · 同
一般曹候補生	1次9月		若干名	令和2年7月1日(水)から
(※)	2次10月		令和3年3月・4月入隊	9月10日 (木) まで
	8月		若干名	令和2年7月6日(月)から 7月27日(月)まで
	9月		令和2年8月·11月入隊(航空要員)	令和2年7月28日 (火) から 9月14日 (月) まで
白生命	11月	陸自男女 海自男女	令和2年9月入隊(陸上要 員)	令和2年9月15日 (火) から 11月9日 (月) まで
自衛官候補生	12月	空自男女	令和3年3月・4月入隊(陸 上・海上・航空要員)を予	令和2年11月10日 (火) から 12月7日 (月) まで
(*)	2月		定	令和2年12月8日 (火) から 令和3年2月1日 (月) まで
	2 月		(ただし、採用予定数に達した場合、採用試験を実施し	令和3年2月2日(火)から 2月22日(月)まで
	3月		ない場合があります。)	令和3年2月23日 (火) から 3月8日 (月) まで

※ 応募資格等

- □ 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者 32歳の者にあっては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達 しない者
- □ 令和3年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための試験は、一般曹候補正及び 自衛官候補生ともに9月試験月から実施する。

2 試験期日及び試験会場

種目	試験月	試 験 期 日	試 験 会 場
一般曹	1次9月	令和2年9月18日(金)~20日(日)	受付時に確認
候補生	10(0),	(上記3日間のうち1日を指定)	△17 ************************************

		令和 2 年10月 9 日(金)~14日(水)	陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1)
	2 次10月	(上記6日間のうち1日を指定)	陸上自衛隊新発田駐屯地
			(新発田市大手町6-4-16)
	8月	令和2年8月1日 (土) ~ 2日 (日) (上記2日間のうち1日を指定)	陸上自衛隊新発田駐屯地
	9月	令和2年9月25日(金)~27日(日)	陸上自衛隊高田駐屯地
	9月	(上記3日間のうち1日を指定)	陸上自衛隊新発田駐屯地
	11月	令和2年11月14日(土)~ 15日(日)	陸上自衛隊高田駐屯地
		(上記2日間のうち1日を指定)	陸上自衛隊新発田駐屯地
自衛官	12月	令和2年12月12日(土)~13日(日)	陸上自衛隊高田駐屯地
候補生		(上記2日間のうち1日を指定)	陸上自衛隊新発田駐屯地
	2月	令和3年2月6日(土)~7日(日)	陸上自衛隊高田駐屯地
	271	(上記2日間のうち1日を指定)	陸上自衛隊新発田駐屯地
	2月	令和3年2月27日(土)~28日(日)	陸上自衛隊高田駐屯地
	乙月	(上記2日間のうち1日を指定)	陸上自衛隊新発田駐屯地
	9 П	令和3年3月13日(土)~14日(日)	陸上自衛隊高田駐屯地
	3月	(上記2日間のうち1日を指定)	陸上自衛隊新発田駐屯地

3 応募手続き

(1) 志願票の提出による応募

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部、出張所及び地域事務所等で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊 新潟地方協力本部へ提出すること。

(2) インターネットによる応募

自衛官募集インターネット応募サイトから応募すること。

4 その他

応募手続きに関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部まで問い合わせすること。

◎新潟県告示第790号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
アイ内科クリニック	長岡市城内町一丁目611- 1 CoCoLo長岡2階	育成医療・更生医療 (腎臓に関する医療)	令和2年7月1日
医療法人社団 渡辺内科医院	上越市幸町14-9	育成医療・更生医療 (腎臓に関する医療)	令和2年7月1日

◎新潟県告示第791号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
クスリのアオキ半田薬局	柏崎市半田二丁目6番23号	育成医療・更生医療	令和2年7月1日

ケンユウ金塚薬局	新発田市下小中山392-20	育成医療・更生医療	令和2年7月1日
あかり調剤薬局	新発田市中央町四丁目11番 23号2	育成医療・更生医療	令和2年7月1日

◎新潟県告示第792号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を次のとおり更新した。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
オレンジ調剤薬局	長岡市上岩井6809	育成医療・更生医療	令和2年7月1日
みなみ調剤薬局 三条店	三条市本町2丁目8-19	育成医療・更生医療	令和2年7月1日
てらざわ調剤薬局	五泉市寺沢3-2-2	育成医療・更生医療	令和2年7月1日

◎新潟県告示第793号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。 令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 開設者の名称及び住所
 - 群馬県中央園芸株式会社

群馬県高崎市下大類町1258番地

- 2 地方卸売市場の名称
 - 地方卸売市場長岡園芸卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目 新潟県長岡市喜多町字金輪95番1
- 生花、園芸鉢物 4 認定年月日
- 令和2年7月2日

◎新潟県告示第794号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のと おりあった。

なお、関係図書及び書面は令和2年7月10日から令和2年7月30日まで新潟県農林水産部漁港課及び新潟県佐 渡地域振興局地域整備部漁港課において縦覧に供する。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 出願の年月日
 - 令和2年6月29日
- 2 出願人の名称及び住所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

- 3 埋立区域
 - (1) 位置

新潟県佐渡市両津夷372番地5の西側に接する公有水面

(2) 区域

次の各地点のうちP1の地点からP3の地点までを順次に結んだ線、及びP3の地点と10733の地点を結んだ線、及び10733の地点とP1の地点とを結ぶ令和1年の春分の満潮位(D.L.+0.374m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

P1の地点 佐渡市両津夷372番地4地内の物揚場敷にある四等三角点魚市場(北緯38度05分18秒4099、東経138度26分05秒6398)から91度29分13秒40.23mの地点

P2の地点 P1の地点から248度51分35秒2.800mの地点

P3の地点 P2の地点から158度35分40秒195.932mの地点

10733の地点 P3の地点から68度51分35秒2.800mの地点

P1の地点 10733の地点から338度35分40秒195.932mの地点

(3) 面積

548.69平方メートル

- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置

新潟県佐渡市両津夷372番地5の西側に接する公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びP4の地点とP1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

P4の地点 佐渡市両津夷372番地4地内の物揚場敷にある四等三角点魚市場(北緯38度05分18秒4099、東経138度26分05秒6398)から86度15分59秒39.083mの地点

P5の地点 P4の地点から248度51分36秒6.660mの地点

P6の地点 P5の地点から158度35分40秒203.653mの地点

P7の地点 P6の地点から68度51分45秒6.667mの地点

10733の地点 P7の地点から338度29分56秒3.861mの地点

P1の地点 10733の地点から338度35分40秒195.932mの地点

P4の地点 P1の地点から338度35分34秒3.860mの地点

(3) 面積

1,356.37平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

◎新潟県告示第795号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和2年7月10日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文	
長岡市	信濃川左岸	維持管理	変更	令和2年7月2日	笠40久	
信濃川左岸土地改良区	土地改良区	維持官垤	変 史	77年7月2日	第48条	

◎新潟県告示第796号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新潟市及び新発田市の一部を受益地域とする 県営豊浦郷地区農業用用排水施設整備(かんがい排水「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり 縦覧に供する。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年7月13日から令和2年8月12日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市北区役所及び新発田市役所地域整備庁舎

- 4 その他
 - (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる 場合がある。

- (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
 - ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第797号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営新発田地区農用地保全施設整備(湛水防除)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
 - 令和2年7月13日から令和2年8月12日まで
- 3 縦覧に供する場所
 - 新発田市役所地域整備庁舎
- 4 その他
 - (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる 場合がある。

- (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
 - ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第798号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年7月10日

新潟県知事	花	Α	盐	世
利场灯料	1r,	ж		ш.

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
春日第2地区	湛水防除事業	柏崎市	令和2年3月27日

◎新潟県告示第799号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名高根村上線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地(の幅員	延	長
村上市中原字谷地2675番1から		新	8. 2~12. 3 <i>></i>	メートル	595.1メートル	,
同市中原字定塚4000番1まで		坦	7.4~11.3>	メートル	596.8メートル	,

◎新潟県告示第800号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 高根村上線
- 2 供用開始の区間

村上市中原字谷地2675番1から同市中原字定塚4000番1まで

3 供用開始の期日 令和2年7月10日

◎新潟県告示第801号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 薦川中原線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
村上市中原字谷地2663番	10から	新	8.3~	-39. §	5メー	ートル	/	34.0メートル	

同市中原字谷地2400番3まで			
	旧	8.3~13.0メートル	39.1メートル

◎新潟県告示第802号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 薦川中原線
- 2 供用開始の区間

村上市中原字谷地2663番10から同市中原字谷地2400番3まで

3 供用開始の期日 令和2年7月10日

◎新潟県告示第803号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名住吉上館線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地	の幅員	延	長
新発田市小坂3087番から		新	3.6~19.4	メートル	762.6メー	トル
同市浦新田字ク子付乙104	番2まで	旧	3.6~19.4	メートル	762.9メー	トル

◎新潟県告示第804号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 住吉上館線
- 2 供用開始の区間

新発田市小坂3087番から同市浦新田字ク子付乙104番2まで

3 供用開始の期日 令和2年7月10日

◎新潟県告示第805号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 県道

2 路線名佐渡一周線

3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長
		新	(A) 6. 0∼13. 4メートル	93.6メートル
佐渡市見立字下戸330番 1 加 同市北小浦字立野459番 4 電			(B) 6. 0∼13. 3メートル	82.4メートル
		旧	6.0~13.4メートル	93.6メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第806号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間

佐渡市見立字下戸330番1から同市北小浦字立野459番4まで

3 供用開始の期日 令和2年7月10日

◎新潟県告示第807号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名佐渡一周線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
佐渡市願字大野川内1番4カ	Ŋ	新	5.6~	·32. 6	らメー	-トル	,	219. 3メート	ンル
同市願字大野河内1番1まで		IΞ	5.6~	9.4	メー	トル		219. 3メート	ンル

◎新潟県告示第808号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間

佐渡市願字大野川内1番4から同市願字大野河内1番1まで

3 供用開始の期日 令和2年7月10日

◎新潟県告示第809号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 令和2年7月10日

新潟県三条地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

令和2年6月19日

3 指定道路の位置等

位置	幅員(メートル)	延長(メートル)
燕市大曲字居付2419番1の内、2420番1の内、	6. 00	48. 23
2422番1の内		

◎新潟県告示第810号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 令和2年7月10日

新潟県新潟地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

令和2年6月29日

3 指定道路の位置等

位置	幅員 (メートル)	延長(メートル)
五泉市駅前二丁目559番3、560番1、560番2、	6. 00	53. 87
561番1、573番1の内		

◎新潟県告示第811号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第1項の規定により、新潟港港湾計画を次のとおり変更した。 令和2年7月10日

新潟港港湾管理者

新 潟 県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

- 1 港湾計画の変更年月日
 - 令和2年6月25日
- 2 港湾計画の変更の概要
 - (1) 土地利用計画

地区名	用途	能力
東港区中央水路東地区	ふ頭用地	面積15ha
	工業用地	面積325ha
	交通機能用地	面積10ha
	危険物取扱施設用地	面積47ha
	緑地	面積29ha

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

新潟市中央区竜が島1丁目6番6号

新潟地域振興局新潟港湾事務所

北蒲原郡聖籠町東港4丁目790-2

新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所

◎新潟県告示第812号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により、新潟港東港区臨港地区内の分区を次のとおり変更 した。

なお、関係図書は、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所において縦覧に供する。

令和2年7月10日

新潟港港湾管理者 新 潟 県 代表者 新潟県知事 花 角 英 世

1 変更年月日

令和2年6月25日

2 変更に係る分区の種類及び面積

分 区	変更前面積(ヘクタール)	変更後面積(ヘクタール)
商港区	54. 8	54. 8
特殊物資港区	97. 7	97. 7
工業港区	53. 5	55. 4
保安港区	294. 6	294. 6
修景厚生港区	22.8	20.9
合 計	523. 4	523. 4

公 告

予算の公表について (公告)

令和2年7月3日新潟県議会において議決された令和2年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

令和 2 年度新潟県一般会計補正予

薄

令和2年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,922,006千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,291,849,892千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		23	4	2	<u></u>		9	ک ت	<u></u>	က	0.	- 21	2	وي	<u>*</u>	2
	ilia	千円 27,425,233	6,155,150	11,093,922	7,235,244	10,331,112	5,734,338	2,907,235	172,099,946	23,355,205	6,138,840	42,103,373	7,106,510	21,621,112	23,577,402	2,969,836	849,594	161,630,372
	補正額	114,180		15,950	3,128	76,415	62,250	14,165	2,362,596	543,214	30,304	75,000	1,472,621	7,038	234,419	3,797	3,797	2,736,032
	補正前の額	子用 27,311,053	6,060,048	11,077,972	7,232,116	10,254,697	5,672,088	2,893,070	169,737,350	22,811,991	6,108,536	42,028,373	5,633,889	21,614,074	23,342,983	2,966,039	845,797	158,894,340
	. 通		第1項 政 策 費	第2項総務管理費	第4項 微 税 費		第1項 県民生活管理費	第2項 防 災 費		第1項福祉保健費	第3項 医 務 薬 事 費	第5項 高 齢 福 祉 保 健 費	第6項健康対策費	第8項障害福祉費	第9項子ども家庭費		第2項 しごと定住促進費	
丑	款	務			•	生活・環境費			社保.健費							働		業
2 瀕		第2款 総		·····		第3款 県民			第4款福							第5款 労	·	第6款 産

		•																		
5,595,163	139,733,551	2,044,662	. 258,530	11,263,541	2,734,925	76,903,900	8,616,976	453,489	1,519,621	3,900,381	12,181,650	149,946,056	7,463,863	11,277,971	2,318,486	424,293	880,464	52,037,308	48,069,701	180,461,390
1,645,978	143,392	47,588	6,837	219,637	672,600	944,796	246,282	13,114	573,500	11,900	100,000	154,211	44,043	30,400	3,669	2,200	73,899	18,355	18,355	1,511,624
3,949,185	139,590,159	1,997,074	251,693	11,043,904	2,062,325	75,959,104	8,370,694	440,375	946,121	3,888,481	12,081,650	149,791,845	7,419,820	11,247,571	2,314,817	422,093	806,565	52,018,953	48,051,346	178,949,766
1項 産 業 政 策	第2項 創業·経営支援費	第3項 産 業 振 興 費	第4項 商業·地場産業振興費	第5項 産 業 立 地 費	第6項 観 光 費		第2項 地域農政推進費	第5項 食 品 · 流 通 費	第6項 畜 産 業 費	第7項 水 産 業 費	第8項 林 業 費		第5項都市計画費	第6項 建 築 費	第7項交通 嵌 策 費	第8項港湾振興費	第10項 空 港 費		第1項警察管理費	
						林水産業費						*						黎		南
						第7款 農						第8款 土	,					第9款警		第10款 教

							-				-		
				教育	貏	緱	#W	8,8	8,827,698	2,474	ىد_	8,830,172	172
			第2項	平	掛	校	暫	85,7	85,773,682	61,468		85,835,150	150
			第3項	阿鄉	孙	校	華	46,3	46,386,709	1,375,597		47,762,306	306
			第4項	特別三	大勝	染	衡	20,5	20,597,969	,70,090		20,668,059	026
			第6項	生涯学		習推進	衡	(r)	315,564	1,307		316,871	871
			第7項	文化	行	政	颧	2,0	2,050,957	889		2,051,645	645
	繼	Œ	ΦI		100			1,283,9	1,283,927,886	7,922,006		1,291,849,892	892
			·										18.5
	•												
										ŧ			
												i	

交 通 事業名 本額 正 前 本額 年度 年割額 本額 年度 年割額 本額 年度 年割額 本度 年間 年度 年 日	通	第2表 継続	河	븨													
本費 第 本費 本費 本費 本分 <	本	惄	闽														
本費 報告 年度 年割額 総額 年度 年間 年度 日度 日度 日度 日度 日度 <	(20.002 48) (40.002 1.002	<u> </u>			Ì			1	#	#	舞	世	湿	大		 #	級
本費 等6項建築費 集費 費 中央基幹病院新築事業 22,083,482 22,083,482 22,083,482 22,083,482 22,083,482 33 6,464,686 3 1,4 5,1	木 数 第6項 連 集 数 原央基幹術院新築事業 22,083,482 <	K			呉			₽	K	Á	,		割額			羊度	
本費 第6項 建 築 費 県央基幹病院新築事業 22,083,482 33 6,464,686 22,083,482 3 1,4 市 12,927,363 14,6	木 費 等6項 建 築 費 県央基幹病院新築事業 22,083,482 22,083,482 2 33 6,464,686 3 1,4 34 12,927,363 4 5,6 5 14,6										-		千円 22,076	,		8	千 22,076
本費 第6項 建 築 費 県央基幹病院新築事業 22,083,482 22,083,482 23,083,482 33 6,464,686 33 1,4 34 12,927,363 4 5,6	木 費 第6項 建 集 및 原央基幹病院新築事業 22,083,482 33 6,464,686 22,083,482 3 1,4 34 12,927,363 4 5,6			·				<u>.</u>				<u> </u>	513,091			比	513,091
 本質 売り 選 売 売 買 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売 売	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)) ;		į.	ŧ	‡ <u>†</u> <u> </u>	* * *	# #	9		156,266	0	90	2	42,750
12,927,363 4	12,927,363 4			来 0 場		张	阿	示 火 水	: 幹物院剃	张 **	22,083,	L	464,686	<i>22</i> ,083,	 	က	1,478,776
												ਲੇ	927,363		<u> </u>	4	5,600,276
															<u> </u>	5	14,426,513
					•												

			,		
	HH XE		新潟県信用保証協会 中と2年度に行う地場 場も2年度に行う地場 をでインティネッ・ のための信用保証に る代位井済をした場合 たおいて、当該井路に 対する返済をした場合 なするを存する。 とれなかったと とれたかったと とれたかったと とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなかった。 とれたなから、 とれたながないた。 とれたなから、 とれたなから、 とれたなから、 とれたながないた。 とれたなから、 とれたながない。 とれたなから、 とれたながないた。 とれたながないた。 とれたながら、 とれたながないた。 とれたながないない。 とれたなから、 とれたながないた。 とれたながないた。 とれたながないた。 とれたながないた。 とれたながないた。 とれたながら、 とれたながら、 とれたながら、 とれたながないた。 とれたながないた。 とれたながないた。 とれたない。 とれた。 とれたない。 とれた。 とれたない。 とれた。 とれた。 とれた。 とれた。 とれた。 とれた。 とれた。 とれた		
	後	度 額	1,854,954千円	農業近代化資金融通法 (昭和36年 法律第202号) に基づき、融資機 関が農業近代化資金 を総額2,250,000千円 の範囲内で県の承認を 得て農業者等に融通す 2.25パーセント以内 として算定した額	
	汩	随		農、予関をの得る2と業昭)が総範て場の)	
	輔	崩崩	令和3年度から 令和13年度まで	令和3年度から 令和22年度まで	
	. 迎	限 度 額	545.169千円	農業近代化資金融通法 (昭和36年法律第202 号)に基づき、融資機 関が農業近代化資金 を総額1,750,000千円 の範囲内で県の承認を 得て農業者等に融通す 2.25パーセント以内 として算定した額	
	舞	開解	令和3年度から 令和13年度まで	令和3年度から 令和22年度まで	
2 変 更			新潟県信用保証協会損失補償契約	農業近代化資金利子補給契約	

令和 2 年度新潟県一般会計補正予

蘌

令和2年度新潟県―般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90,631,202千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,382,481,094千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正1 歲 入	子算補正 入									
輪				厨			補 正 前 の 額 第96号騰楽による) (補正額を含む	一	正額	
第9款 国 庫		領	第2項 国	画	輔助	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			千円 23,840,796 23,840,796	千円 175,284,194 144,885,516
第13款 諸	松	K	第4項 貸	4	徐	Y 7	170,707,974		66,790,406	237,498,380
搬	~		₫ □	T Takke	1112		1,291,849,892		90,631,202	1,382,481,094
·	,						-			

	T	TH'							Τ		T					<u> </u>	<u> </u>
	iha	手用 192,644,719	23,721,205	17,734,557	47,685,068	7,319,142	23,693,792	24,293,451	231,338,407	209,441,586	180,839,784	8,844,672	86,130,752	525,657	11,779,485	1,382,481,094	
	4 正 額	千円 20,544,773	366,000	11,595,717	5,581,695	212,632	2,072,680	716,049	69,708,035	69,708,035	378,394	14,500	295,602	20,862	.47,430	90,631,202	
	補 正 前 の 額 (第96号議案による) (補正額を含む	千円 172,099,946	23,355,205	6,138,840	42,103,373	7,106,510	21,621,112	23,577,402	161,630,372	139,733,551	180,461,390	8,830,172	85,835,150	504,795	11,732,055	1,291,849,892	C
	闽		第1項福祉保健費	第3項医務薬事費	第5項 高 齡 福 祉 保 健 費	第6項健康対策費	第8項障害福祉費	第9項子ども家庭費		第2項 創業·経営支援費		第1項 教 育 総 務 費	第2項 小 中 学 校 費	第8項保健体育費	第9項 私学教育振興費	相	
扣	紫	社 保 健 費							業		南					Ħ	
2 綴		第4款 福 和					•		第6款 産	1000	第10款 教					盤	7

	期 間 次 第95号線案による 初 期 間 限 度 額 (補正限度額を含む)	(契約令和3年度から 令和13年度まで1,854,954千円 令和13年度まで令和13年度まで 令和13年度まで3,404,908千円 (おいて、当該弁済によるがそれで、当該弁済によるでは、その損失を補償する。	
at a control of the c	た	新潟県信用保証協会損失補償契約 令和3年度か(

,		· 		抽	千円 641,584 268,450	641,584	
		それぞれ641,584千円とする。 ・第1表 歳入歳出予算補正」による。		4 正 額	千円 13,365 13,365	13,365	
特別会計補正予算	5 2 20	条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,365千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ641,584千円とする。 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」		補正前の額	千円 628,219 255,085	628,219	
得 県 災 害 救 助 事 業 特	の補正予算は、次に定めるところによる。	,365千円を追加し、歳入, ごとの金額並びに補正後		通	人	गीवय	
令和2年度新潟		.歳出それぞれ13 .分及び当該区分			第3項 徽	√ 4¤	
↓	令和 2 年度新潟県災害救助事業特別会計 歳入歳出予算の補正)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ 歳出予算の補正の款項の区分及び	歲入歲出予算補正 歲 入	禁	文助 事 業 収 入	۲	
	令和2年度新潟県災 (歳入歳出予算の補正)	第1条 歲入歲 2 歲入歲出予	 第1表 歲入歲 1 歲	THE:	第1款 災害救	松	

 1		le.	T	
	<u>11/1111</u>	千円 641,584 236,071	.641,584	
The state of the s	正額	千円 13,365 13,365	13,365	
	補正前の額補	千円 628,219 222 706	628,219	
	通,	報 击 採 串 ※	the the	
		即事業費 無額 第1百		
2 歳 田	**************************************	第1款 災 害 救 [썙	

算 Ի 띰 梅 加 ΚÞ 継 빠 驱 裖 韓 苯 账 遞 糛 廀 枡 7 묲 ⇍

(総 別)

第1条 令和2年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

 \prec

以

千円 843,082 102,000 741,082 抽 千円 31,959 30,000 1,959 緻 定 冲 끰 海 72,000 739,123 補正前の予定額 讏 \prec 垒 Ш ţ 닺 ഠ 的 纸 岀 ₩ 乨 剣 巡 第1項 第2項 第1款 椞

H

支

千円 843,082 189,382 抽 千円 31,959 31,959 鎭 定 肣 띰 ≉ 157,423 補正前の予定額 丑 實 Ш 良 支 改 恕 榖 颼 第1項 第1款 本

金額	年 割 額	千円 22,076	513,091	42,750	1,478,776	5,600,276	14,426,513			
1007	年度	e e	吊	2	က်	4	2			F
	総額	田 十		00 00 00	72,083,482	·		·	金額	←円 · 102,000
簸	年割額	千円 22,076	513,091	2,156,266	6,464,686	12,927,363				
翎	年度	30	元	2	က	4			額	千円 72,000
出	総額	比		007 600 00	77,083,487				翎	4
	米 分				乐大 苺罕为死型 杂				的	継
.	•			# -{ -	大 始				ш	₩-
			•	#	<u> </u>			0	6	無
ļ ļ	平			ਜ਼ 7 1	建设以及)改める	黄	糊
		-			世 T		- -	を次のとおり	崩	清院
1	鬞		·		1 寅本忠文田			(企 業 債) 第4条 起債の限度額を次のとおり改める。		-

第5条 一時借入金の限度額を102,000千円に改める。 (一時借入金)

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 栃尾ショッピングセンター

所在地 長岡市滝の下町82 外

設置者 株式会社原信

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更(店舗面積の合計、駐輪場の位置、荷さばき施設の位置、廃棄物等保管施設の位置、小売業者の開店時刻及び閉店時刻、荷さばきを行うことができる時間帯)に関する届出

公告日 令和2年2月28日

- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要 意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業·地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年7月10日から令和2年8月10日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、人工呼吸器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年7月10日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量

人工呼吸器 一式

- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限

令和3年3月31日

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年7月17日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年7月22日(水)午前10時30分 新潟県立新発田病院 5階大会議室

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。
 - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、これを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

企業局公告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 規定(平成7年新潟県企業局管理規定第10号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月10日

新潟県企業管理者 桑 原 勝 史

- 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
 - (1) 特定役務の名称

R 2 新工委 2 第 2 号新潟臨海工業用水道汚泥運搬・処分業務委託(その 3)

(2) 特定役務の仕様及び需要数量

汚泥 (フレキシブルコンテナバック入り) 運搬・処分

※ 当該汚泥は、放射性物質汚染対処特措法第23条第2項に定める特定産業廃棄物に該当し、100Bq/kg以下の放射性セシウムを含有する。

需要数量 約6,000トン

需要数量は容量及び含水率等からの推定により算出したものであり、実績による数量を保証するものではない。

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地

新潟県企業局総務課総務係

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札者を決定した日

令和2年6月26日

- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 八戸セメント株式会社

青森県八戸市大字新井田字下鷹待場7番1号

(2) 明星セメント株式会社糸魚川工場 新潟県糸魚川市上刈七丁目1番1号

- 5 落札金額と落札数量
 - (1) 八戸セメント株式会社

35,695円/トン

3,000トン

(2) 明星セメント株式会社糸魚川工場

43,010円/トン

1,000トン

- 6 契約の相手方を決定した手続き
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告日

令和2年5月8日

8 落札方式

複数落札入札方式

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和2年7月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- (1) 政党の支部
 - (イ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称 代表者 会計責任 主たる事務 公職の種類 一以上の市 届出年月日

の氏名 者の氏名 所の所在地 (第1号) 町村等の区

域を単位と

して設けら

令和2年7月10日	(金)	新	潟 県	報			第52号
					ž	れる支部	
自由民主党新潟 県ふるさと振興 支部	塚田一郎	渡邉利世	新潟県新潟市中 女池上山2丁目 7号		参議院議員	0	R02. 02. 21
立憲民主党新潟県第3区総支部	黒岩宇洋	川久保孝子	新潟県新発田市 町2-4-21	可中央	衆議院議員	0	R02. 01. 29
(中) 国会議員関	関係政治団体以	以外の政党の支部	FS .				
政治団体の名称	代表者 の氏名	会計責任 者の氏名	主たる事績所の所在は		一以上の市町 の区域を単位 て設けられる	とし	届出年月日
自由民主党新潟 県十日町市・中 魚沼郡第一支部	小山大志	藤巻優樹	新潟県十日町市町3丁目22番地イラフィオール	也1 ヴ	0		R02. 01. 30

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任	主たる事務所の	公職の候補者の氏名及	届出年月日
	の氏名	者の氏名	所在地	び公職の種類(第2号)	
新智水会	高沢恵子	比企義一	新潟県新潟市中	本多智奈美、衆議院議	R01. 12. 16
			央区南万代町12	員	
			- 5 黒井ビル 1		
			階		

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者 の氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
國定勇人後援会	草野恒輔	佐藤和夫	新潟県三条市本町四丁目9番27号	R02. 01. 10
小林正夫後援会	小林正夫	野上正一	新潟県十日町市中屋敷469番地1	R01. 12. 26
小山ようこを支 える会	矢部幸子	松永博	新潟県上越市大潟区雁子浜367-16	R02. 02. 25
三田としあき後 援会	佐藤康治	小泉和彦	新潟県村上市長政172番地1	R01. 11. 29
佐藤さだむ後援 会	岩脇正明	伊藤泰	新潟県佐渡市椎泊784番地1	R02. 01. 23
ストラットンえ みこ後援会	内山倫太	歌代清美	新潟県上越市大潟区土底浜3024番地	R01. 12. 02
菅井晋一後援会	長谷部茂	藤原勝則	新潟県村上市小川1076	R02. 02. 04
鈴木めぐみ後援 会	鈴木めぐみ	鈴木トキ子	新潟県上越市大字岡崎新田226番地	R02. 02. 26
高山ゆう子後援	高山優子	杉本哲雄	新潟県上越市門田新田84-6	R01. 12. 12

第52 号		新	潟 県 報	令和2年7月10日(金)
会				
たかおか輝夫と	福井悦子	嵩岡輝夫	新潟県村上市飯野桜ケ丘3-18	R01. 12. 23
村上市の発展を				
目指す会				
高橋さとこ後援	丸山建藏	高橋真樹	新潟県新潟市中央区浜浦町1-63=	ューポ R02.01.10
会			ハマ101号室	
地域未来研究会	与口善之	小俣立史	新潟県柏崎市鏡町8番4号伊藤ビバ	レ2階 RO2.03.03
富樫まさお後援	富樫雅男	桐生春夫	新潟県村上市藤沢1番地25	R02. 01. 15
会				
中川健二後援会	松永幸士	上山芳彰	新潟県佐渡市羽茂本郷1322番地15	
野口忍後援会	野口忍	野口忍	新潟県佐渡市春日1010-1	R02. 01. 27
林 純一後援会	林純一	林純一	新潟県佐渡市畑野585-2	R02. 02. 18
平田わたるを支	平田和太龍	平田和太龍	新潟県佐渡市金井新保乙1636番地1	R02. 01. 27
える会				
藤木則夫後援会	児玉勝巳	渡邉邦子	新潟県佐渡市加茂歌代477中原ビル	
みつけ はなず	関三郎	大坪正幸	新潟県見附市元町2丁目1番2号	R02. 02. 10
み英世後援会	. I . I b atom.		have be to the total or	
みやこしかおる	宮越馨	近藤郁	新潟県上越市東城町3-9-26	R02. 02. 13
後援会	Dela store Lati	-	der VC III I I I I I I I I I I I I I I I I	
宮川大樹後援会	早津輝雄	宮川正子	新潟県上越市柿崎区下小野273-1	R02. 02. 27
「大樹会」	I mz >#-	1 1.7 -b 7 .		DO1 11 11
村上市岩船郡花	大野進一	小杉武仁	新潟県村上市山居町1-5-1	R01. 11. 14
角後援会	66 H + 10 V/	+++\\ h \\ \	並治田「井井港川居戸樺川400 0	DOO OO OO
村松徹後援会	竹内捨冶	村松久美子	新潟県上越市浦川原区横川422-2	R02. 02. 20
百都順也後援会	明間隆雄	百都美帆	新潟県阿賀野市寺社甲2279	R02. 02. 10
山本健二を育て	山本健二	山本健二	新潟県佐渡市真野新町363	R01. 12. 19
る会		1.041=	が消息 □ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	DOO 01 10
山口こうじ後援	山口康司	山口利春	新潟県十日町市仁田631-6	R02. 01. 16
会				

◎新潟県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、 同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年7月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

	政治団体 の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
	自由民主党小国町 支部	飯田和弘	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市小国 町横沢703-2	新潟県長岡市小国 町法坂708番地中 村一男方	R02. 01. 08
			代表者の氏名	飯田和弘	中村一男	R01. 12. 31
			会計責任者の氏名	原正之	飯田和弘	R01. 12. 31
I	自由民主党加茂支	保坂裕一	主たる事務所の所	新潟県加茂市穀町	新潟県加茂市番田	R02. 02. 15
<u> </u>	FIS .		在地	9-8水田屋ビル	9 - 1	
			代表者の氏名	保坂裕一	小柳英治	R02. 02. 15
			会計責任者の氏名	森友和	大橋一久	R02. 02. 15
ŀ	自由民主党見附支	早川吉秀	会計責任者の氏名	渋谷芳則	久住裕一	R02. 03. 27

部					
自由民主党六日町支部	黒滝松男	代表者の氏名	黒滝松男	阿部俊夫	R02. 02. 02
自由民主党三条支部	河原井拓也	代表者の氏名	河原井拓也	山田富義	R02. 01. 01
自由民主党長岡支部	星野伊佐夫	会計責任者の氏名	丸山晴彦	池田勝	R02. 03. 24
自由民主党新潟県 港湾支部	田中量	代表者の氏名	田中量	齋藤喜慶	R02. 03. 02
自由民主党新潟県 薬剤師支部	長澤敬一	会計責任者の氏名	櫻井信幸	新澤彰	R01. 08. 31
自由民主党清里区 支部	山川正平	会計責任者の氏名	清水昭治	勝山孝	R02. 01. 01
自由民主党大島支 部	小出俊雄	主たる事務所の所在地	新潟県上越市大島 区大島905-1	新潟県上越市大島 区大平2310 岩野虎治	R02. 02. 25
自由民主党小出支部	三友泰彦	代表者の氏名 代表者の氏名	小出俊雄 三友泰彦	石町虎石 岡部清太郎	R02. 02. 25 R02. 02. 16
自由民主党岩室支 部	三富栄二	主たる事務所の所 在地	新潟県新潟市西蒲 区樋曽1522	新潟県新潟市西蒲 区西中461	R02. 03. 06
		代表者の氏名	三富栄二	大平征夫	R02. 03. 06
自由民主党山古志 支部	松田栄次	会計責任者の氏名	小川六一	樺沢一義	R02. 03. 09
自由民主党新潟県 中蒲原第二支部	佐藤純	会計責任者の氏名	齋藤孝一	土屋敏夫	R01. 06. 01
自由民主党新潟県 第五選挙区支部	泉田裕彦	会計責任者の氏名	杉山順爾	酒井正春	R02. 02. 20
国民民主党新潟県 総支部連合会	梅谷守	会計責任者の氏名	市川政広	安念諫	R01. 12. 13
国民民主党新潟県第1区総支部	上杉知之	会計責任者の氏名	南真由美	比企義一	R01. 06. 01
立憲民主党新潟県参議院選挙区第2総支部	村木さく良	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央 区米山2-5-8 米山プラザビル 201		R02. 03. 27
		会計責任者の氏名	石本伸二	馬場徹	R02. 03. 27
(2) その他の政治	台団体(政党及	び政治資金団体以外	の政治団体)		
政治団体 の名称	代表者 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
あおの寛一後援会	小林俊丰	代表者の氏名	小林俊夫	武塙哲雄	R01. 12. 31
阿賀野清風会(田中清善後援会)	田中清善	会計責任者の氏名		加藤昭治	R01. 12. 23
阿部さとし後援会		代表者の氏名	平野眞市	木下文俊	R02. 03. 30
あさの一志を応援 する会	浅野幾子	代表者の氏名	浅野幾子	会田一	R02. 03. 29
		会計責任者の氏名	浅野一志	浅野幾子	R02. 03. 29

第22		柳 柳	术 ₩	11 171 2	十 / 万 10 日 (並/
飯塚としゆきとW Aの会	佐藤勉	会計責任者の氏名	栗林孝	山崎京子	R01. 12. 01
池田ちか子後援会	伊部繁一	代表者の氏名	伊部繁一	両見道男	R01. 12. 01
イチロー会	渡辺惇夫	会計責任者の氏名	渡邉利世	皆川尚人	R02. 03. 01
猪俣誠一後援会	猪俣誠一	会計責任者の氏名	猪俣政子	山賀哲夫	R01. 10. 01
井上基之後援会	井上基之	主たる事務所の所	新潟県新潟市中央	新潟県新潟市中央	H31. 04. 09
开工坐之极极云	开工坐心	在地	区本町通3番町291		1131. 04. 03
		1工 月15	番地	1-21北陽ビル2	
			笛地	T 21和M C/V 2	
ウムもめかも右て	学 海洲那#:	主たる事務所の所	新潟県佐渡市東大	ェ 新潟県佐渡市真野	R01. 12. 14
宇治さやかを育て る会	宇治沙耶花	主にる事務所の所	通り1228番地3	新町498	KU1. 12. 14
つ云 打越さく良後援会	村木さく良	主たる事務所の所	新潟県新潟市中央		R02. 03. 27
打越さく及仮接云	刊小さく民			新潟県新潟市中央	KUZ. U3. Z1
		在地	区米山2-5-8	区出来島1-5-	
			米山プラザビル	1ウエダビル3階	
			201	立憲民主党新潟県	
		^3 = K * ° K *	- 1./ 1	連合内	D.O. O.O. O.T.
	6 10 - + 1.	会計責任者の氏名	石本伸二	馬場徹	R02. 03. 27
江口卓王後援会	久保田章夫	会計責任者の氏名	佐藤俊樹	佐藤正	R02. 03. 27
片野猛後援会	瀬賀弘行	代表者の氏名	瀬賀弘行	遠山晃	R01. 11. 25
金子ますお後援会	吉田吉市	代表者の氏名	吉田吉市	川崎千春	R02. 03. 16
		会計責任者の氏名	金子誠作	桐生甚一	R02. 03. 16
木村貞雄後援会	平山利之	代表者の氏名	平山利之	木村耕治	R02. 01. 14
小林則幸と町政を	日浦寛治	主たる事務所の所	新潟県三島郡出雲	新潟県三島郡出雲	R02. 03. 03
語る会		在地	崎町大字山谷173	崎町大字松本99-	
			番地	1	
広域政策研究会	尾身孝昭	主たる事務所の所	新潟県十日町市高	新潟県十日町市高	R01. 11. 18
		在地	山4丁目471番地1	山乙471番地1	
幸福実現党新潟県	原伸次	代表者の氏名	原伸次	横井基至	R01. 11. 30
本部					
		会計責任者の氏名	斎藤仁	西潟真智子	R02. 03. 02
幸福実現党新潟後 援会	海老栄蔵	代表者の氏名	海老栄蔵	横井基至	R01. 11. 30
		会計責任者の氏名	関谷剛	西潟真智子	R02. 03. 02
幸福実現党新潟西 後援会	西潟真智子	代表者の氏名	西潟真智子	大野紗央里	R01. 12. 24
		会計責任者の氏名	西潟真智子	大野紗央里	R01. 12. 24
幸福実現党新発田 後援会	大野紗央里	代表者の氏名	大野紗央里	関谷剛	R02. 03. 05
		会計責任者の氏名	大野紗央里	関谷剛	R02. 03. 05
幸福実現党燕後援	馬戸育夫	主たる事務所の所	新潟県燕市吉田法	新潟県燕市地蔵堂	R02. 03. 17
会	, , , , ,	在地	花堂1476番地	本町2-5-2	
		代表者の氏名	馬戸育夫	内田勝士	R02. 03. 17
		会計責任者の氏名	西潟真智子	齊藤るみ子	R02, 03, 17
皇国同盟	小出敬忠	主たる事務所の所	新潟県新潟市東区	新潟県新潟市東区	R01. 12. 09
	, 11 200	在地	大山 2 -10-27	北葉町6-29	110111111
こやま大志後援会	大島博	主たる事務所の所	新潟県十日町市昭	新潟県十日町市錦	R02. 01. 30
	УСШ У ТО	在地	和町3丁目22番地	町二丁目3番地	K02. 01. 00
		ی میدر	1 ヴィラフィオー	·— · · · · · ·	
			レ II 1 A		
小泉勝後援会	柴嶺哲	政治団体の名称	小泉勝後援会	小泉勝を県政に送	R02. 01. 10
1 /1/11/1 12/12/2	/N PX II	· > 14 ET IT * > * (1 /1)	, /N/// IX IX A	る会	1.02. 01. 10
				V 4	

		· · ·				
			主たる事務所の所 在地	新潟県見附市双葉 町2-4	新潟県見附市双葉 町2-4㈱マルコ	R02. 01. 10
					一内	
近藤ゆ	かり後援会	青木理絵	主たる事務所の所 在地	新潟県柏崎市諏訪町1番29号	新潟県柏崎市中央 町3番28号	R02. 03. 20
化 蒸结	後援会	佐藤純	会計責任者の氏名	齊藤孝一	土屋敏夫	R01. 06. 01
佐假 2 会	1世紀研究	村川拓人	代表者の氏名	村川拓人	諸橋拓也	R01. 10. 23
			会計責任者の氏名	村川拓人	諸橋拓也	R01. 10. 23
自由民	注党新潟市	志田常佳	主たる事務所の所	新潟県新潟市東区	新潟県新潟市東区	R01. 05. 31
議会議	員連盟		在地	海老ケ瀬67番地4	小金台6番3号	
			代表者の氏名	志田常佳	佐藤豊美	R01. 05. 31
	外広告業者 盟新潟支部	三浦正昌	代表者の氏名	三浦正昌	菅原正憲	R01. 05. 27
星山会	:	小林立憲	代表者の氏名	小林立憲	渡辺四朗	R01. 12. 30
		7 11 == 75.	会計責任者の氏名	早川治夫	野口信雄	R01. 12. 30
ШЬD	まちづくり	池井豊	会計責任者の氏名	坪谷堅	坪谷文四	H31. 04. 01
を考え		1뜨기 묘	五町負圧石の八石	打在主	7470	1101. 04. 01
	つお後援会	滝沢逸男	代表者の氏名	滝沢逸男	瀬下利治	R01. 11. 29
	りお後援会	小林初男	代表者の氏名	小林初男	小林克己	H31. 03. 31
同仏も	ソ 和 仮 1反 云	71.44.471.77				нзт. 03. 31 Н31. 03. 31
J2. /	8 52 3 30	FK 111 ch 444	会計責任者の氏名	海津敦	高松栄正	
たかく 援会	らさかえ後	皆川史樹	会計責任者の氏名	藤田博史	田覚渉	R02. 03. 20
高橋く 会	によし後援	澤田洋一	会計責任者の氏名	本間敦	斎藤甲三	R01. 12. 21
田中は	じめ後援会	二宮守	主たる事務所の所	新潟県阿賀野市中	新潟県阿賀野市外	R01. 12. 25
			在地	央町2-16-23	城町16-15-3 F	
		木村正悟	代表者の氏名	木村正悟	二宮守	R02. 03. 19
			会計責任者の氏名	佐藤世英	澤田実	R02. 03. 19
塚田一	郎後援会	塚田一郎	会計責任者の氏名	渡邉利世	皆川尚人	R02. 03. 01
TU2		渡邉貴裕	代表者の氏名	渡邉貴裕	米山哲也	R02. 03. 02
	-	IXXEX III	会計責任者の氏名	渡邉貴裕	米山哲也	R02. 03. 02
宙古雷	力労働組合	関口善仙	会計責任者の氏名	葛西宏是	小嶋高則	R01. 08. 09
	盟新潟県支	K I E III	ム町東江石の八石	省日	(1.1四四元)	K01. 00. 03
富井高	志後援会	富井高志	主たる事務所の所	新潟県十日町市馬	新潟県十日町市馬	R02. 01. 20
			在地	場乙411-2	場乙676	
長岡2	1世紀	猪股和樹	代表者の氏名	猪股和樹	渡部力也	R02. 03. 27
	か創伸会	磯田達伸	政治団体の名称	ながおか創伸会	政伸会	R01. 10. 13
	薫後援会	中土井薫	会計責任者の氏名	中土井薫	中土井厚志	R02. 02. 14
	:歯科医師連	川名豊	会計責任者の氏名	青柳敏彦	米山博義	R01. 06. 18
盟加茂		/11/11 22	五川 東江 日 小八石	H 101 40/2	小口口我	K01. 00. 10
	:職公務員政	田邉茂	代表者の氏名	田邉茂	近藤俊明	Н31. 04. 15
	新潟県支部	田/廷/人	100000000000000000000000000000000000000	山炬/人	近旅区切	1101. 04. 10
	※ 薬剤師連盟	長澤敬一	会計責任者の氏名	櫻井信幸	新澤彰	R01. 08. 31
連盟	柔道整復師	北村公	会計責任者の氏名	金子益美	西野良昭	R01. 06. 02
	済人連盟	福田勝之	会計責任者の氏名	早福弘	大高知史	R01. 10. 31
	.ハイヤー・ 一政経連絡	佐藤友紀	代表者の氏名	佐藤友紀	高橋良樹	R01. 06. 05
会						

第52 号		新 潟	県 報	令和2	2年7月10日(金)
新潟県社会保険労 務士政治連盟	藤田英樹	代表者の氏名	藤田英樹	坂西輝男	R01. 05. 24
		会計責任者の氏名	小柳新一	藤田英樹	R01. 05. 24
新潟県藤井基之薬 剤師後援会	長澤敬一	会計責任者の氏名	櫻井信幸	新澤彰	R01. 08. 31
新潟の未来を考え る会	菊地正樹	会計責任者の氏名	佐藤洸平	竹田智徳	R01. 11. 01
新津経済人連盟	前田正実	代表者の氏名	前田正実	古川賢一	R01. 11. 01
70111 712010 (221111	114 11 11 11	会計責任者の氏名	北本安延	前田正実	R01. 11. 01
新潟県生衛団体政 治連盟	早川幹夫	会計責任者の氏名	横村隆	横山範夫	R02. 02. 12
新潟県理学療法士 連盟	五十嵐進	会計責任者の氏名	小川恵一	鈴木裕治	R02. 03. 30
新潟県本田あきこ 後援会	長澤敬一	会計責任者の氏名	櫻井信幸	新澤彰	R01. 08. 31
新潟県生衛団体花 角英世後援会	野澤幸司	会計責任者の氏名	横村隆	横山範夫	R02. 02. 12
ぬくもりの佐渡山 本けんじ育てる会	山本健二	政治団体の名称	ぬくもりの佐渡山 本けんじ育てる会		R02. 02. 25
はたの一夫後援会	渡辺義孝	代表者の氏名	渡辺義孝	永野一	R02. 02. 25
ふかい邦彦後援会	岩野幸二	主たる事務所の所 在地	新潟県五泉市木越 1177-5 103号	新潟県五泉市村松 字茨塚78-5	R02. 01. 09
保苅ひろし後援会	保苅浩	主たる事務所の所 在地	新潟県新潟市西区 黒鳥4972	新潟県新潟市西区 黒鳥974-1	R01. 08. 01
松野けんいちろう を育てる会	小越昭	会計責任者の氏名	猪股和樹	渡部力也	R02. 03. 27
民主にいがた地方 自治体議員フォー ラム	上杉知之	政治団体の名称	民主にいがた地方 自治体議員フォー ラム	民進にいがた地方 自治体議員フォー ラム	R01. 06. 01
		主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央 区新光町17新潟日 軽ビル2F国民民 主党新潟県総支部 連合会内	区新光町4-1新 潟県議会未来にい	R01. 06. 01
		代表者の氏名	上杉知之	大渕健	R01. 06. 01
		会計責任者の氏名	高倉栄	上杉知之	R01. 06. 01
三浦基裕後援会	三浦基裕	主たる事務所の所 在地	新潟県佐渡市窪田 46-3	新潟県佐渡市四日 町587番地2	R01. 12. 15
		会計責任者の氏名	三浦佳代子	菊地誠	R01. 12. 15
みんなで進む新潟	安念諫	会計責任者の氏名	小林裕史	菅生辰	R01. 10. 12
山﨑雅男後援会	近藤安男	代表者の氏名	近藤安男	田中正三	R02. 03. 17
山本博文後援会	山崎陽一	会計責任者の氏名	只羅一男	八木隆信	R02. 03. 27
悠愛	池田菜穂子	主たる事務所の所 在地	新潟県柏崎市荒浜 3丁目13番95号	新潟県柏崎市剣野 町7-10	R01. 05. 01
横井もとゆき後援 会	髙橋義次	代表者の氏名	髙橋義次	吉村利弘	R02. 03. 31
		会計責任者の氏名	宮川祐一	横井基至	R02. 03. 31

◎新潟県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

報

令和2年7月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政治団体の名称

ア . 政党の支部

 政 治 団 体 の 名 称 代表者 解散年月日 の氏名

 自由民主党新潟県参議院選挙区第二支部 塚田一郎 R01.12.31

イ . その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政 治 寸 体 \mathcal{O} 名 称 代表者 解散年月日 の氏名 小林俊夫 あおの寛一後接会 R01. 12. 31 押野見あさいち後援会 押野見淺一 R01. 12. 31 小熊ゆきひと後援会 大井源一郎 R01. 12. 31 笠原れいか後援会 清野山芳子 R01. 12. 28 久住裕一を励ます会 清水富夫 R01. 12. 27 草間としゆき後援会 草間潤一 R01.06.17 小泉勝後援会 川崎一夫 R01. 12. 31 佐藤武男後援会 佐藤武男 R01. 12. 30 三田敏秋後援会 佐藤康治 H29. 12. 30 茂岡明与司後援会 坂上悟 R01. 12. 01 城見会 青野寬一 R01. 12. 31 しのだ昭後援会あきら会 本間朗 R01. 12. 31 下村浩延後援会 佐藤英勝 R01. 12. 28 市民がつくる新潟の会 嶋悌司 H31.01.06 税理士による金子めぐみ後援会 野島廣一郎 R01. 10. 09 田沢弘一後援会 田澤弘一 R01. 12. 31 滝沢いつお後援会 滝沢逸男 R01. 11. 29 朝栄会 小林俊夫 R01. 12. 31 永井武弘後援会 永井武弘 R01.12.31 新潟の未来を考える会 菊地正樹 R01. 12. 25 バランスのとれた県議会を実現する県民の会 佐々木寛 R01.07.01 大滝平正 平成会大滝ひらまさ後援会 H30. 12. 31 宮崎政國後援会 武田至功 R01. 12. 25 みんなでつくる大好き新発田の会 西鉄幹 R01. 09. 30 山川香一後援会 山下稔 R01. 07. 03 米山経済研究会 三富佳一 R01. 12. 31 横川敦 横川あつし後援会 R01. 12. 31 渡辺千枝子 渡辺幹衛後援会 R01. 12. 31 若き力で阿賀野市から新風をおこす会 二宮守 R01. 12. 25

(2) 収支報告書の要旨

ア . 政党の支部

(単位 円)

	(単位 円)	
自由民主党新潟県参議院選挙区第二支部		
国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7	第1項第1号
公職の候補者の氏名	塚田 一郎	
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員	
報告年月日 R02.02.03	> HX()>CHX()	
1 収入総額	66, 400, 961	
前年繰越額	25, 421, 268	
本年収入額	40, 979, 693	
2 支出総額	66, 400, 961	
3 本年収入の内訳	00, 400, 901	
寄附	11 070 450	
	11, 979, 450	
個人分	1, 940, 000	
団体分	10, 009, 450	
政治団体分	30,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	29, 000, 000	
自由民主党本部	29, 000, 000	
その他の収入	243	
1 件10万円未満のもの	243	
4 支出の内訳		
経常経費	19, 771, 470	
人件費	16, 367, 903	
備品・消耗品費	798, 574	
事務所費	2, 604, 993	
政治活動費	46, 629, 491	
組織活動費	2, 927, 950	
機関紙誌の発行その他の事業費	9, 216, 555	
機関紙誌の発行事業費	1, 662, 444	
宣伝事業費	7, 554, 111	
調査研究費	1, 114, 280	
寄附・交付金	33, 370, 706	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
大井尚敏	100, 000	長岡市
青木和之	150,000	新潟市東区
小島廣保	150,000	新潟市西区
内山徹	150,000	新潟市西区
小野鉦三郎	600,000	胎内市
年間5万円以下のもの	790, 000	
〔団体分〕		
㈱帆苅組	120, 000	阿賀野市
㈱鈴木総合管理事務所	550, 000	東京都新宿区
㈱山重	200, 000	新潟市西蒲区
嵐北産業㈱	600, 000	三条市
㈱嵐北商事	600, 000	三条市
㈱永井工業	1,000,000	長岡市
(一社) 日本中古自動車販売協会連合会	1,000,000	東京都渋谷区
五十嵐建設工業㈱	120, 000	新潟市江南区
出 風達成工業例 (㈱上原自動車工業	120, 000	湯沢町
桐生工業㈱	200, 000	南魚沼市
神生工表(M) 弁護士法人新潟シティ法律事務所	100, 000	新潟市中央区
T 竣工仏八利 (ダイイ 仏)中事物川	100, 000	州何中干大区

3, 380, 000

30,000

第52号

イ . その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

年間5万円以下のもの

年間5万円以下のもの

[政治団体分]

(単位 円) あおの寛一後援会 報告年月日 R02.03.23 1 収入総額 24, 254 前年繰越額 24, 254 2 支出総額 0 押野見あさいち後援会 報告年月日 R02.03.26 0 1 収入総額 2 支出総額 0 小熊ゆきひと後援会 報告年月日 R02.03.30 0 1 収入総額 0 2 支出総額 笠原れいか後援会 報告年月日 R02.03.18 0 1 収入総額 2 支出総額 0 久住裕一を励ます会 報告年月日 R02.01.07 1 収入総額 0 2 支出総額 0 草間としゆき後援会 報告年月日 R02.02.14 1 収入総額 50,000 50,000 前年繰越額 2 支出総額 0

小泉勝後援会	
報告年月日 R02.01.10	
1 収入総額	50, 000
本年収入額	50,000
2 支出総額	50,000
3 本年収入の内訳	
寄附	50,000
個人分	50,000
4 支出の内訳	
経常経費	50,000
事務所費	50, 000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	50,000
佐藤武男後援会	
報告年月日 R02.02.07	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
三田敏秋後援会	
報告年月日 R01.12.13	
1 収入総額	26, 000
前年繰越額	26, 000
2 支出総額	0
茂岡明与司後援会	
報告年月日 R02.01.16	
1 収入総額	4, 517
前年繰越額	4, 517
2 支出総額	4, 517
3 支出の内訳	1, 011
経常経費	4, 517
事務所費	4, 517
T 1001/15K	1, 011
城見会	
報告年月日 R02.03.23	
1 収入総額	1, 005
前年繰越額	1, 005
2 支出総額	0
2	U
しのだ昭後接会あきら会	
報告年月日 R02.03.25	
1 収入総額	2, 804, 972
前年繰越額	684, 125
本年収入額	2, 120, 847
2 支出総額	2, 239, 135
3 本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1, 208, 000
あきら会決算総会・謝恩会	1, 208, 000

令和2年7月10日(金)	新	潟	県	報	第52号
その他の収入			912	, 847	
敷金戻り金				, 847	
4 支出の内訳					
経常経費			626	, 577	
人件費				, 800	
光熱水費				, 143	
備品・消耗品費				, 366	
事務所費				, 268	
政治活動費			1,612		
組織活動費				, 917	
機関紙誌の発行その他の事業費			1, 373		
機関紙誌の発行事業費				, 104	
その他の事業費			1, 229		
その他の経費				, 016	
下村浩延後援会					
報告年月日 R02.01.15					
1 収入総額				0	
2 支出総額				0	
市民がつくる新潟の会					
報告年月日 R02.01.07					
1 収入総額				0	
2 支出総額				0	
税理士による金子めぐみ後援会					
報告年月日 R01.12.25					
1 収入総額			266	, 865	
前年繰越額			266	, 861	
本年収入額				4	
2 支出総額			266	, 865	
3 本年収入の内訳					
その他の収入				4	
1件10万円未満のもの				4	
4 支出の内訳					
経常経費				550	
事務所費				550	
政治活動費			266	, 315	
[うち本部又は支部に対して供与し	た交付金に	- 係	266	, 315	
る支出〕					
寄附・交付金			266	, 315	
田沢弘一後接会					
報告年月日 R02.01.14					
1 収入総額			8.	, 342	
前年繰越額			8.	, 342	
2 支出総額			8.	, 342	
3 支出の内訳					
and the second s					
政治活動費			8.	, 342	

第52号	新	潟	県	報	令和2年7月10日(金)
滝沢いつお後援会					
報告年月日 R02.02.13					
1 収入総額			45,	473	
前年繰越額			45,	473	
2 支出総額				0	
朝栄会					
報告年月日 R02.03.23					
1 収入総額			3,	635	
前年繰越額			3,	635	
2 支出総額				0	
永井武弘後援会					
報告年月日 R02.01.08					
1 収入総額			416,	003	
前年繰越額			141,	503	
本年収入額			274,	500	
2 支出総額			188,	152	
3 本年収入の内訳					
寄附			274,		
個人分			274,	500	
4 支出の内訳			100	150	
政治活動費			188,		
組織活動費 5 寄附の内訳			188,	152	
5					
年間5万円以下のもの			274,	500	
新潟の未来を考える会					
報告年月日 R01.12.26					
1 収入総額			3, 223,	718	
前年繰越額			940,		
本年収入額			2, 283,		
2 支出総額			3, 223,		
3 本年収入の内訳			, ==,	-	
寄附			2, 283,	600	
政治団体分			2, 283,		
その他の収入			•	11	
1 件10万円未満のもの				11	
4 支出の内訳					
経常経費			95,	536	
事務所費			95,	536	
政治活動費			3, 128,	182	
機関紙誌の発行その他の事業費			72,	242	
機関紙誌の発行事業費			72,	242	
寄附・交付金			3, 055,	940	
5 寄附の内訳					
〔政治団体分〕					
東北電力労働組合政治連盟			138,	000	宮城県仙台市青葉 区
TU21			2, 108,		

第52号

44	

5, 333 5, 333

0

報告年月日 R02.02.14

前年繰越額

1 収入総額

2 支出総額

米山経済研究会			
報告年月日 R02.01.14			
1 収入総額	732, 467		
前年繰越額	192, 466		
本年収入額	540, 001		
2 支出総額	364, 355		
3 本年収入の内訳			
寄附	540, 000		
個人分	540,000		
その他の収入	1		
1件10万円未満のもの	1		
4 支出の内訳			
政治活動費	364, 355		
組織活動費	364, 355		
5 寄附の内訳			
〔個人分〕			
野田幹男	480, 000	長岡市	
山﨑茂	60,000	柏崎市	
P1 P1] / A	50, 000	[H 54] 114	
横川あつし後援会			
領川のうし後援云 報告年月日 R02. 03. 16			
	257, 040		
本年収入額	257, 040		
2 支出総額	257, 040		
3 本年収入の内訳	055 0:0		
寄附	257, 040		
個人分	57, 040		
政治団体分	200, 000		
4 支出の内訳			
政治活動費	257, 040		
機関紙誌の発行その他の事業費	199, 800		
宣伝事業費	199, 800		
その他の経費	57, 240		
5 寄附の内訳			
〔個人分〕			
横川敦	57, 040	新潟市東区	
〔政治団体分〕			
国民民主党新潟県総支部連合会	200, 000	新潟市中央区	
渡辺幹衛後援会			
報告年月日 R02.01.24			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
若き力で阿賀野市から新風をおこす会			
和さりて阿貞野川から利風をおこり云 報告年月日 R01.12.26			
	400 000		
1 収入総額	492, 000		
本年収入額	492, 000		
2 支出総額	492, 000		
3 本年収入の内訳			

令和2年7月10日(金)	新 潟 県 報	第52号
寄附	492, 000	
個人分	462, 000	
政治団体分	30, 000	
4 支出の内訳		
経常経費	21, 465	
事務所費	21, 465	
政治活動費	470, 535	
組織活動費	426, 704	
寄附・交付金	43, 831	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
田中清	100, 000	阿賀野市
年間5万円以下のもの	362, 000	
〔政治団体分〕		
年間5万円以下のもの	30, 000	

◎新潟県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同 法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年7月10日

新潟県選挙管理委員会

	委員長	長津	光三郎	
平成28年分				(単位 円)
[その他の政治団体]				
三田敏秋後援会				
報告年月日 R01.12.13				
1 収入総額				26, 000
前年繰越額				26, 000
平成30年分				(単位 円)
[政党の支部]				
白山尺子类类士如				
自由民主党栄支部				
報告年月日 R02.03.23				544 610
1 収入総額				544, 613
前年繰越額				372, 213
本年収入額				172, 400
2 支出総額				142, 718
3 本年収入の内訳				
個人の党費・会費 (95人)			92, 400
本部又は支部から供与	すされた交付	付金に依	系る収入	80,000
自由民主党新潟県ス	支部連合会			80,000
4 支出の内訳				
経常経費				20,000
事務所費				20,000
政治活動費				122, 718

自由民主党三和支部

組織活動費

その他の経費

74, 440

48, 278

第52号	新	澙	県	報	令和2年7月10日(金)
報告年月日 R02.03.19					
1 収入総額				117, 723	
前年繰越額				56, 723	
本年収入額				61,000	
2 支出総額				69, 473	
3 本年収入の内訳					
個人の党費・会費 (18人)				21,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る	収入			40,000	
自由民主党新潟県支部連合会				40,000	
4 支出の内訳					
経常経費				1,040	
事務所費				1,040	
政治活動費				68, 433	
組織活動費				68, 433	
自由民主党新潟県港運支部					
報告年月日 R02.03.27					
1 収入総額			(625, 270	
前年繰越額			!	593, 266	
本年収入額				32,004	
2 支出総額				16, 200	
3 本年収入の内訳				,	
寄附				12,000	
団体分				12,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る	収入			20,000	
自由民主党新潟県支部連合会				20,000	
その他の収入				4	
1 件10万円未満のもの				4	
4 支出の内訳				1	
政治活動費				16, 200	
〔うち本部又は支部に対して供与した交付	全に			16, 200	
係る支出〕	यार (⊂			10, 200	
寄附・交付金				16, 200	
5 寄附の内訳				10, 200	
〔団体分〕					
「凶体ガ」 年間5万円以下のもの				12,000	
				•	
自由民主党新潟県新潟市南区第一支部 報告年月日 RO2.03.30					
1 収入総額				85, 836	
前年繰越額				34, 636	
本年収入額				51, 200	
2 支出総額				50,000	
3 本年収入の内訳				50,000	
個人の党費・会費 (53人)				31, 200	
個人の兄負・云負 (55人) 寄附					
				20,000	
個人分				20,000	
4 支出の内訳				FO 000	
政治活動費				50,000	
組織活動費				50,000	
5 寄附の内訳					

ſ./⊞	Y	4
【门凹	\wedge	<i>[TT</i>]

年間5万円以下のもの

20,000

自由民主党新潟県新潟市西区第三支部

報告年月日 R02.03.30

1 収入総額 0

2 支出総額 0

「資金管理団体】

青木まなぶとあゆむ虹の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 青木 学

資金管理団体の届出に係る公職の種類 指定都市議会議員

報告年月日 R02.03.31

1 収入総額 304,585

前年繰越額 304,585

2 支出総額 0

北築会

資金管理団体の届出をした者の氏名 菊地 徹 資金管理団体の届出に係る公職の種類 県議会議員

報告年月日 R02.03.17

1 収入総額 395,028

前年繰越額 395,028

2 支出総額 68,040

3 支出の内訳

政治活動費 68,040

機関紙誌の発行その他の事業費 68,040

宣伝事業費 68,040

栗田英明を囲む会

資金管理団体の届出をした者の氏名 栗田 英明 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員

報告年月日 R02.03.30

1 収入総額 7,499

前年繰越額 7,499

2 支出総額 0

佐藤さとしを育てる会

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐藤 敏 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員

報告年月日 R02.03.18

1 収入総額 88,080

前年繰越額 88,080

2 支出総額 0

しばやま唯後接会

資金管理団体の届出をした者の氏名 柴山 唯 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員

報告年月日 R02.03.31

1 収入総額 700,000

第52号	新	潟	県	報	令和2年7月10日(金)
本年収入額				700, 000	
2 支出総額				656, 182	
3 本年収入の内訳				,	
寄附				700, 000	
個人分				700, 000	
4 支出の内訳				100,000	
経常経費				36, 500	
備品・消耗品費				36, 500	
政治活動費				619, 682	
機関紙誌の発行その他の事業費				619, 682	
宣伝事業費				619, 682	
5 寄附の内訳					
〔個人分〕					
柴山唯				700, 000	燕市
新潟大好きの会					
資金管理団体の届出をした者の氏名		美濃	欣之		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		指定	都市議	会議員	
報告年月日 R02.03.06					
1 収入総額				123, 439	
本年収入額				123, 439	
2 支出総額				123, 439	
3 本年収入の内訳				,	
借入金				123, 439	
美濃由紀				123, 439	
Later Laws				120, 409	
				100 400	
政治活動費				123, 439	
組織活動費				123, 439	
[その他の政治団体]					
荒城彦一後援会					
報告年月日 RO2.03.24					
1 収入総額				0	
2 支出総額				0	
浅野ちひろ後援会					
報告年月日 R02.03.24					
1 収入総額				530, 000	
本年収入額				530, 000	
2 支出総額				530, 000	
3 本年収入の内訳				330, 000	
				E20 000	
寄附				530, 000	
個人分				530, 000	
4 支出の内訳				=00	
政治活動費				530, 000	
選挙関係費				530, 000	
5 寄附の内訳					
〔個人分〕					
澤田秀雄				500, 000	長崎県佐世保市
年間5万円以下のもの				30,000	

岡田竜一後援会		
報告年月日 R02.03.12		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
押野見あさいち後援会		
報告年月日 RO2. 03. 26		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
	·	
小野清一郎後援会		
報告年月日 R02.03.30		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
大平ごう後援会		
報告年月日 R02.03.26		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
加萨、唐悠禄会		
加藤一康後援会 報告年月日 R02.03.13		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
	V	
笠原義宗後接会		
報告年月日 RO2.03.30		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
March to M. S. A		
笠原晴彦後援会		
報告年月日 R02.03.19	0	
1 収入総額2 支出総額	0	
2	U	
草間としゆき後援会		
報告年月日 R02.02.14		
1 収入総額	50,000	
前年繰越額	50,000	
2 支出総額	0	
月月日とないと後極人		
久保田よういち後援会 起告年日日 PO2 02 22		
報告年月日 R02.03.23 1 収入総額	48, 283	
1 収入総額 前年繰越額	48, 283	
2 支出総額	24, 840	
3 支出の内訳	21,010	
政治活動費	24, 840	
機関紙誌の発行その他の事業費	24, 840	
宣伝事業費	24, 840	
	•	

建専連政治連盟		
報告年月日 R02.03.23		
1 収入総額	49, 204	
前年繰越額	49, 204	
2 支出総額	0	
佐藤さとし後援会		
報告年月日 R02.03.18		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
左藤正人後援会		
報告年月日 R02.03.30		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
さくらの会		
報告年月日 R02.01.08		
1 収入総額	4, 995, 697	
前年繰越額	195, 697	
本年収入額	4, 800, 000	
2 支出総額	768, 566	
3 本年収入の内訳	,	
寄附	4, 800, 000	
個人分	4, 800, 000	
4 支出の内訳		
経常経費	457, 000	
事務所費	457, 000	
政治活動費	311, 566	
機関紙誌の発行その他の事業費	311, 566	
機関紙誌の発行事業費	149, 880	
宣伝事業費	161, 686	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
成見正義	1, 500, 000	上越市
成見チエ子	1, 500, 000	上越市
櫻庭節子	1, 500, 000	
森口康子	300, 000	愛知県名古屋
		市名東区
佐藤正彦後援会		
報告年月日 R02.03.13		
1 収入総額	8, 400	
前年繰越額	8, 400	
2 支出総額	0	
佐藤かずお後援会		
報告年月日 R02.03.23		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	

佐藤りゅういち応援団		
報告年月日 R02.03.16	0	
1 収入総額2 支出総額	0	
2	Ü	
下村浩延後援会		
報告年月日 R02.01.15		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
市民がつくる新潟の会		
報告年月日 R02.01.07		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
須貝たつお後援会		
報告年月日 RO2. 02. 10		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
すさ武史後援会		
報告年月日 R02.03.17		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
清野真也後援会		
報告年月日 R02.03.31		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
富永三千敏後援会		
報告年月日 R02. 01. 16		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
林しげお「こころざす会」		
報告年月日 RO2. 03. 11		
1 収入総額	186, 950	
前年繰越額	186, 950	
2 支出総額	0	
はる会		
報告年月日 R02.03.26 1 収入総額	1, 473, 000	
1 収入総額 前年繰越額	70,000	
本年収入額	1, 403, 000	
2 支出総額	1, 027, 270	
3 本年収入の内訳	, , , -	
個人の党費・会費 (3人)	3,000	
寄附	1, 400, 000	

第52号	新	潟	県	報	令和2年7月10日(金)
個人分			1, 4	100,000	
4 支出の内訳					
政治活動費			1, (27, 270	
機関紙誌の発行その他の事業費			ç	927, 270	
宣伝事業費			ç	927, 270	
その他の経費			1	00,000	
5 寄附の内訳					
〔個人分〕					
風巻忠義			3	300, 000	津南町
桑原政治]	00,000	津南町
桑原悠			1, (000, 000	津南町
はしもと昌美後援会					
報告年月日 R01.12.26					
1 収入総額				0	
2 支出総額				0	
樋口ひろむ後援会					
報告年月日 R02.03.23					
1 収入総額				0	
2 支出総額				0	
平沢さとし後援会					
報告年月日 R02.03.27					
1 収入総額				0	
2 支出総額				0	
保坂裕一後援会					
報告年月日 R02.03.23					
1 収入総額			1, 3	312, 490	
前年繰越額				52, 490	
本年収入額			1, 2	260,000	
2 支出総額			4	195, 033	
3 本年収入の内訳					
寄附				000,000	
個人分				000,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収え	入			260, 000	
市政報告会			2	260, 000	
4 支出の内訳					
政治活動費				195, 033	
機関紙誌の発行その他の事業費				195, 033	
宣伝事業費				209, 520	
その他の事業費			2	285, 513	
5 寄附の内訳					
〔個人分〕					Lucation also
保坂裕一			1, (000, 000	加茂市
丸山勝総後援会					
報告年月日 R02. 03. 17					
1 収入総額				0	
2 支出総額				0	

丸山広司後援会		
報告年月日 R02.03.31		
1 収入総額	12, 143	
前年繰越額	12, 143	
2 支出総額	0	
みんなでつくる大好き新発田の会		
報告年月日 R02.03.13		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
村越洋一後援会		
報告年月日 R02.03.24		
1 収入総額	201, 225	
本年収入額	201, 225	
2 支出総額	201, 225	
3 本年収入の内訳	201, 220	
寄附	80, 225	
個人分	80, 225	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	121, 000	
後接会会員交流会	43, 000	
後援会会員交流会	78, 000	
4 支出の内訳	001 005	
政治活動費	201, 225	
機関紙誌の発行その他の事業費	201, 225	
機関紙誌の発行事業費	14, 075	
その他の事業費	187, 150	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
村越洋一	80, 225	妙高市
森川豊後援会		
報告年月日 R02.03.13		
1 収入総額	132, 169	
前年繰越額	132, 169	
2 支出総額	0	
山本知克後援会		
報告年月日 R02.03.16		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
横川あつし後援会		
報告年月日 R02.03.16		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
渡辺昌後援会		
報告年月日 R02. 03. 19		
1 収入総額	33, 478	
	, = . •	

第52号	新	澙	県	報	令和2年7月10日(金)
前年繰越額				33, 478	
2 支出総額				0	
渡辺有子後援会 報告年月日 R02.03.10					
1 収入総額				0	
2 支出総額				0	

◎新潟県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和2年7月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

資金管理団体 公職の種類 資金管理団体の 主たる事務所の所在地 指定年月日

の届出をした 名称

者(代表者) の氏名

鈴木めぐみ 市議会議員 鈴木めぐみ後援 新潟県上越市大字岡崎新田266番地 RO2.02.26

会

富樫雅男 市議会議員 富樫まさお後援 新潟県村上市藤沢1番地25 R02.01.15

会

与口善之 県議会議員 地域未来研究会 新潟県柏崎市鏡町8番4号 R02.02.28

◎新潟県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年7月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

資金管理団体 資金管理団体の 異動事項 新 旧 異動年月日

の届出をした 名称

者の氏名

磯田達伸 ながおか創伸会 政治団体の名 ながおか創伸会 政伸会 R01.10.13

称

井上基之 井上基之後援会 主たる事務所 新潟県新潟市中央 新潟県新潟市中央 H31.04.09

の所在地 区本町通3番町 区堀之内南3丁目

291番地 1 - 21北陽ビル 2

F

尾身孝昭 広域政策研究会 主たる事務所 新潟県十日町市高 新潟県十日町市大 R01.11.18

の所在地 山4丁目471番地1 字高山乙471番地1

◎新潟県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年7月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 資金管理団体で をした者の氏名 なくなった年月日

永井武弘永井武弘後援会R01.12.31三富佳一米山経済研究会R01.12.31横川敦横川あつし後援会R01.12.31

人事委員会公告

令和2年度就職氷河期世代を対象とした新潟県職員採用試験(高校卒業程度)及び新潟県市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験の実施について(公告)

次のとおり就職氷河期世代を対象とした新潟県職員採用試験(高校卒業程度)及び新潟県市町村立義務教育諸 学校事務職員採用試験を行う。

令和2年7月10日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

1 試験職種・採用予定人員等

区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	一般事務	5人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁若し
			くは地域機関又は県立学校等で、各種施策の企画立案
			、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許
			認可等の様々な行政事務に従事する。
	総合土木	5人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土
			木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案
			等の業務に従事する。
市町村立義務教育	学校事務職員	3人程度	新潟市以外の県内の市町村立義務教育諸学校で、学校
諸学校事務職員			運営等に関する総務、学務、財務等の学校事務に従事
			する。

2 受験資格

- (1) 年齢等(次の全てに該当する人)
 - ア 昭和45年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人
 - イ 受験申込日に正規雇用労働者として雇用されていない人(※)
 - ※正規雇用労働者とは、次の全てに該当する労働者をいう
 - ・期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること
 - ・派遣労働者として雇用されている者でないこと
 - ・所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること(週の所定労働時間が30時間未満の場合を除く。)
 - ・同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇級や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること

ただし、受験資格に関する内容に虚偽の申告があった場合には、受験、採用内定及び採用が無効になることがある。

- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。
 - ア 日本の国籍を有しない人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 県職員採用試験(高校卒業程度)については、新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日

から2年を経過しない人

- エ 市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験については、新潟県教育委員会から懲戒免職の処分を受け、 当該処分の日から2年を経過しない人
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張 する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- カ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)
- 3 第1次試験
 - (1) 方法
 - ア 県職員採用試験(高校卒業程度。一般事務)・市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験 教養試験を高等学校卒業程度で行う。
 - イ 県職員採用試験(高校卒業程度。総合土木) 教養試験及び専門試験を高等学校卒業程度で行う。
 - ◎教養試験は、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、筆記試験(択一式)により行う。
 - (2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場
令和2年9月27日(日)	午前9時から	新潟市内
	午前9時45分まで	※会場は受験票で通知する。

(3) 合格発表

令和2年10月8日(木)午後1時(予定)に新潟県職員採用案内ホームページ(https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/)に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に通知する。

4 第2次試験

(1) 方法

第1次試験合格者に対し、面接試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

令和2年10月19日(月)から10月24日(土)まで(予定)のうち、第1次試験合格者発表時に指定する日にWeb面接又は新潟県庁(新潟市中央区新光町4番地1)(予定)において行う。

(3) 合格発表

令和2年11月12日 (木) 午後1時 (予定) に新潟県職員採用案内ホームページ (https://www.pref.niiga ta.lg.jp/site/saiyou3/) に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に通知する。

5 第3次試験

(1) 方法

第2次試験合格者に対し、面接試験及び適性検査を行う。

ただし、受験者が少ない場合は、第3次試験を行わない場合がある。

その場合、適性検査は第2次試験で実施する。

(2) 試験日及び試験場

令和2年11月21日(土)から11月22日(日)まで(予定)のうち、第2次試験合格者発表時に指定する日に新潟県庁(新潟市中央区新光町4番地1)(予定)において行う。

(3) 最終合格者の発表

令和2年12月10日 (木) 午後1時 (予定) に新潟県職員採用案内ホームページ (https://www.pref.niiga ta.lg.jp/site/saiyou3/) に合格者の受験番号を掲示するほか、第3次試験合格者に結果を通知する。

(4) その他

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

6 試験の配点及び合格者の決定

各試験区分の合格決定は、それぞれの試験区分ごとに行い、他の試験区分の成績は反映されない。 また、試験種目にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の 成績に関わらず不合格となる。

区分	試験	種目	配点※	基準
高校卒業程度	第1次試験	教養試験 (全職種共通)	100点	それぞれ正答率3割5分以上
市町村義務教育諸学校事				(基準は目安であり、基準を
務職員		専門試験(総合土木)	100点	引き下げる場合がある。)

第2次試験	面接試験 (全職種共通)	130点	50点以上
第3次試験	面接試験(全職種共通)	130点	50点以上

- ※ 教養試験及び専門試験については、粗点(正答数)をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点~100点に分布する。
 - ◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

標準点= $15 \times (A-B) \div C+50$

A: ある受験者の粗点(正答数)

B: 当該種目の平均得点 C: 当該種目の標準偏差

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて、採用を決定する。 ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。

なお、市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験による採用は、新潟市以外の県内市町村職員として採用されるものであり、県職員として採用されるものではない。

- (2) 採用は原則として令和3年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。
- 8 給与

令和2年度新規学校卒業者の初任給(地域手当を含む。)は、高校卒の31歳(卒業後職歴のない人)で174,400円、大学卒の31歳(卒業後職歴のない人)で196,900円であった。

なお、このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

9 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ (https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/)からダウンロードすることができる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表にそれぞれの試験の種類に応じ「高卒程度試験請求」又は「学校事務試験請求」と朱書し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

原則として、新潟県職員採用案内ホームページ (https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/)から電子申請で申し込むこと。(申請に当たっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

電子申請で申し込むことができない場合は、8月11日 (火) 午後5時15分までに人事委員会事務局総務課任用係 (025-280-5538) まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・電子申請により、令和2年7月10日(金)から8月21日(金)まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、8月21日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第11号

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和2年7月10日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年新潟県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(申請書等の提出)	(申請書等の提出)
第2条 施行規則 <u>第3条</u> の規定により、警察署長を	第2条 施行規則 <u>第2条</u> の規定により、警察署長を
経由して公安委員会に提出する申請書又は届出書	経由して公安委員会に提出する申請書又は届出書
は、添付書類を除き2通提出するものとする。	は、添付書類を除き2通提出するものとする。
2 施行規則第5条第2項第1号ロ及び第2号ロに	2 施行規則第4条第1号ロ及び第2号ロに規定す
規定する自動車の運転の管理に関する経歴を記載	る自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書
した書面は、次に掲げるものとする。	面は、次に掲げるものとする。
(1)・(2) (略)	(1) • (2) (略)
3 (略)	3 (略)

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

雑 報

令和元年度新潟県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) 第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程 (昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号) 第67条の2の規定により、令和元年度決算の要旨を公告する。

令和2年7月10日

新潟県市町村職員共済組合

理事長 小 林 則 幸

420

421

404

(単位:千円)

財 形

貸 付

36,603

36, 604

9, 157

886

13

8, 969

2, 103

2,883

24,011

12, 593

420	
1	
793	
, 487	
280	

貸	昔対照表の要旨												
資産	流動資産	6, 012, 626	1, 983, 365	133, 129	998	50, 157	546, 920	579, 321	3, 457, 735	286, 517	701, 622	42, 437	793
	固定資産	0	0	0	0	761, 000	6, 339, 174	16, 032	1, 384, 364	362, 935	33, 128, 129	2, 709, 718	58, 487
負債	資産合計	6, 012, 626	1, 983, 365	133, 129	998	811, 157	6, 886, 094	595, 353	4, 842, 099	649, 452	33, 829, 751	2, 752, 155	59, 280
	流動負債	101, 564	1, 983, 365	133, 129	998	0	0	5, 871	59, 426	21, 706	31, 543, 798	193	0
	固定負債	1, 013, 435	0	0	0	811, 157	6, 886, 094	173, 634	87, 632	50, 430	9, 874	787, 007	58, 487
	負債合計	1, 114, 999	1, 983, 365	133, 129	998	811, 157	6, 886, 094	179, 505	147, 058	72, 136	31, 553, 672	787, 200	58, 487
咨	資本剰余金	0	0	0	0	0	0	0	602, 815	1, 106, 086	0	0	0
	積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利益剰余金又は欠損金(△)	4, 897, 627	0	0	0	0	0	415, 848	4, 092, 226	△ 528,770	2, 276, 079	1, 964, 955	793
	純資産合計	4, 897, 627	0	0	0	0	0	415, 848	4, 695, 041	577, 316	2, 276, 079	1, 964, 955	793
	負債・純資産合計	6, 012, 626	1, 983, 365	133, 129	998	811, 157	6, 886, 094	595, 353	4, 842, 099	649, 452	33, 829, 751	2, 752, 155	59, 280
	_	<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>				

8,857

退職等年金

預託金管理

8,857

8,857

8,857

経過的長期

預託金管理

25, 939

25, 939

25, 939

25, 939

業務

288, 292

126,606

56,020

471,005

193, 926

27, 975

6,947

240, 440

469, 288

1,717

0

87

保 健

350, 084

344,007

292,016

2, 352

31, 281

45, 330

6,679

1,095

39, 548

11,681

63, 781

793, 247

961, 361

59, 229

1,020,590

850

宿泊

148, 463

32,500

180, 972

56, 732

1,342

3, 183

27, 384

86, 315

175, 023

5, 949

67

貯 金

302,884

10,754

313, 638

8,303

1,246

696

211, 416

2,747

224, 408

89, 230

損益計算書の要旨

負担金

給付

役職員給与

商品仕入

委託費

支払利息

連合会払込金

前期高齢者納付金

後期高齢者支援金

病床転換支援金

負担金払込金

他経理へ繰入

その他の支出

退職者給付拠出金

掛金・組合員保険料払込金

計

次年度繰越支払準備金

差引当期利益金又は当期損失金(△)

飲食材料費

旅費・事務費

掛金・組合員保険料

施設収入・商品売上

利息及び配当金

他経理から繰入

前年度繰越支払準備金

その他の収入

収

経理区分

計

短期

7, 534, 432

7,635,645

1,028,089

993, 193

17, 191, 687

6,844,055

187, 973

3, 145, 911

3, 042, 758

15

300

56,020

2, 536, 965

1, 013, 435

16, 827, 432

364, 255

328

厚生年金保険

20, 327, 106

12, 956, 531

33, 283, 637

20, 327, 106

12, 956, 531

33, 283, 637

退職等年金

1,062,810

1,062,799

2, 125, 609

1,062,810

1,062,799

2, 125, 609

経過的長期

152, 193

152, 193

152, 193

152, 193

0